

(参考) 電子帳簿保存法の改正に係る NPO ホームページの Q & A の修正について

《従来の表記》

Q3-7-5

法人規第 59 条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、会計ソフトに入力しているだけではならず、紙ベースで備え置く必要はありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりませんか。【第 45 条 1 項 3 号】

A

**電子データによる保存について**

認定法人等(認定を受けようとする NPO 法人を含みます)は、その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人規第 53 条から第 59 条までの規定に準じた帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を行うことが必要となり、帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても、原則として電子計算機から出力した紙により保存する必要があります。

**保存場所について**

帳簿書類の保存場所については、法人規第 59 条第 1 項の「青色申告法人は、…帳簿書類を整理し、…これを納税地 (第 3 号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。」という規定に準じて、帳簿書類は主たる事務所に保存しなければなりません。

ただし、事務所の改築等により帳簿書類の保存が一時的に困難となる状況のように、主たる事務所に保存することができない事実が生じている場合については、その間は別の場所で保管することは差し支えないと考えますが、当該事実が終了した後に速やかに事務所に移管し、保存することが必要となります。

《変更後の表記》（下線部分変更箇所）

#### Q3-7-5

法人規第 59 条(帳簿書類の整理保存)には、「帳簿書類を整理し…納税地に保存」とありますが、どのように保存する必要がありますか。また、会計担当者の自宅ではなく、主たる事務所に備え置かなければなりませんか。【第 45 条 1 項 3 号】

A

#### 電子データによる保存について

認定法人等(認定を受けようとする NPO 法人を含みます)は、その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人規第 53 条から第 59 条までの規定に準じた帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を行うことが必要となります。帳簿書類の保存方法は、原則、紙による保存とされていますが、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）」に基づき、一定の保存要件のもとに紙による保存に代えて電磁的記録（電子データ）による保存が可能とされています。

また、電子的に送付・受領した請求書・領収書等の取引情報（電子取引データ）については、電子帳簿保存法第 7 条の規定により、一定の保存要件のもとにその電子データを保存しなければならないこととされています。なお、令和 5 年 12 月 31 日までは、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありませんが、令和 6 年 1 月 1 日からは、プリントアウトせずに電子データのまま保存することが必要とされています。

帳簿書類及び電子取引データの電子データでの保存要件等については国税庁HPの[電子帳簿保存法特設サイト](#)をご参照ください。

#### 保存場所について

帳簿書類の保存場所については、法人規第 59 条第 1 項の「青色申告法人は、…帳簿書類を整理し、…これを納税地（第 3 号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る法施行地内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。」という規定に準じて、帳簿書類は主たる事務所に保存しなければなりません。

ただし、事務所の改築等により帳簿書類の保存が一時的に困難となる状況のように、主たる事務所に保存することができない事実が生じている場合については、その間は別の場所で保管することは差し支えないと考えますが、当該事実が終了した後に速やかに事務所に移管し、保存することが必要となります。